

北九州港港湾施設への指定管理者制度の導入について

北九州港の港湾施設の管理運営及び性能維持について、より一層の効率化、利用者サービスの向上を図り、港の利用の促進を図るため、指定管理者制度の導入に取り組むこととするもの。

1 概要

- (1) 導入時期 : 平成 30 年 4 月 1 日 (予定)
- (2) 指定管理期間: 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日 (予定)
- (3) 対象施設 : 門司地区に所在する港湾施設 (国有港湾施設、港湾保安施設等を除く)

2 対象業務

(1) 管理運営に関する主な業務

- ・港湾施設の使用許可に関する業務 (申請書の受付・使用料の算定・納付書の発送等)
- ・施設の維持管理に関する業務 (警備・清掃・し尿処理・除草剪定等)
- ・利用調整に関する業務 (利用者間の調整、要望及び苦情等への対応)

(2) 性能維持に関する主な業務

- ・機械設備の性能維持に関する業務 (ガントリークレーン・可動橋等)
- ・電気設備の保守点検に関する業務 (受電設備等)

3 指定管理者制度導入を判断するに至った経緯

(1) 港湾施設の管理運営の現状

現在、市直営により、港湾施設を管理運営している。実際の運営においては、本市の第 3 セクターである北九州埠頭株式会社を含め、多くの民間事業者への業務委託も活用しているが、次の課題に取り組む必要がある。

① 行財政改革推進のための民間活力の導入

港湾施設は老朽化が進み、維持管理に係る業務は増加している。今後とも、行財政改革を推進しつつ、適切な港湾運営体制を確保するため、委託の拡大など更なる民間活力の導入を進める必要がある。

② 管理運営の安定性の確保

多岐に亘る施設・業務に関して、各施設の個々の経緯を詳細に把握したうえで、利用者との円滑な調整を図るなどの継続的、かつ長期的視点にたった、安定的な管理運営が重要な課題となっている。

③ 港湾施設の性能維持のための体制確保

港湾施設を常に、円滑に利用できる状態を保つことが港湾管理者の責務であり、そのためには、施設の日頃の維持管理はもちろん、事故・災害等の緊急時にも対応可能な技術力などを持った人材を有する体制を確保しておく必要がある。

(2) 利用者からの意見

① 他港との競争は日ごとに厳しさを増しており、北九州港の管理運営には、これまでのように行政による運営をベースにするとしても、港の運営体制に「民の視点」や「民間活力の導入」を図るべきである。

② ガントリークレーンの故障等は、コンテナターミナルの機能停止に直結するため、民間活力の導入にあたっては、緊急時の即応等高い要求水準を満たすとともに、北九州港の特色を熟知し、管理運営の実績がある、信頼性の高い事業者へ任せるべきである。

(3) 指定管理者制度の導入

以上の「現状における課題」及び「利用者からの意見」などに対応し、競争力ある運営体制を維持・拡充するため、条件付き公募による指定管理者制度の導入に取り組むこととした。

なお、広大な北九州港へ確実に指定管理者制度の導入を図るため、先ずは太刀浦コンテナターミナルや新門司フェリーターミナルなどの主要施設が集積する門司地区から導入を進めることとしている。他地区については、門司地区での実績を踏まえ、順次、導入を検討する。

4 スケジュール

平成 29 年 6 月：北九州港港湾施設管理条例の改正（6 月議会）

（①公募方法、②許可権限）

7 月：指定管理候補者の公募（条件付き）開始

8 月：指定管理検討会による指定管理候補者の選定

（ヒアリング、提案書審査）

12 月：指定管理者の指定の議決（12 月議会）

平成 30 年 3 月：指定管理者との基本協定の締結

4 月：指定管理業務開始

参考 北九州港の主要港湾施設（平成 29 年 3 月 31 日現在）

港湾施設の内容		北九州港全体	門司地区 （指定管理者制度 先行導入）
係留施設	岸壁	170バース	84バース
	物揚場・船揚場	87ヶ所	50カ所
臨港交通施設	道路	330路線	153路線
	橋梁	16ヶ所	12ヶ所
荷さばき施設	荷役機械 （ガントリークレーン）	10基	7基 （太刀浦CT）
	荷さばき地	161ヶ所	80ヶ所
	上屋	38棟	28棟
保管施設	野積場	76ヶ所	29ヶ所
港湾環境整備施設	緑地	44ヶ所	23ヶ所

※旧門司税関及び旧大連航路上屋については、産業経済局が所管する門司港レトロ施設と一体的に指定管理制度を導入している。

港湾施設（門司地区）への指定管理者制度導入について

現行 (市直営により港湾施設を管理運営)

業務第一係及び業務第二係において、門司港～田野浦～太刀浦～新門司地区等の港湾施設の施設管理や利用調整等を実施してきた。

(主な施設)

- ・岸壁／物揚場 ・小型船係留施設
- ・ガントリークレーン ・上屋 ・荷さばき地
- ・臨港道路 ・緑地 ・トイレ
- ・休憩所（マリンゲート～関門連絡船の待合室等）
- ・橋梁（西海岸可動橋（ブルーウイングもじ）等）・・・



(主な業務)

- ・施設の運営
利用者間の調整、利用者からの要望／苦情対応、災害対応等
- ・施設の管理
港湾施設の修繕／点検、緑地等の除草／剪定、トイレの清掃、休憩所や橋梁等の警備や運営等

北九州埠頭(株)

本市の第3セクターである北九州埠頭(株)は、市の港湾施設のうち、

- ・ガントリークレーン等の保守点検、
- ・使用申請書の受付や施設の巡回等 の業務を市から委託を受けて実施。

指定管理者制度導入

指定管理者

○維持管理対象施設の拡大

これまでのガントリークレーンや受電設備等の維持管理に加え

係留施設、上屋、荷さばき地、臨港道路、緑地、トイレ、休憩所、橋梁等の施設へ範囲を拡大し、門司地区における港湾施設(※)の大部分が維持管理対象となる。

※国有港湾施設、SOLAS施設等は対象外

○運營業務の拡大

これまでの利用申請書の受付や巡回業務に加えて

- ・港湾施設の利用者間の調整(ガントリークレーンの利用調整会議、上屋・荷さばき地等の利用調整等)
- ・利用者からの要望／苦情対応
- ・緑地の除草／剪定やトイレの清掃、休憩所の警備、可動橋の運営など

市の業務

指定管理者制度の導入に伴い、原則、以下の業務に集約

- ・施設の使用許可、目的外使用許可、国による監査等の対応など
- ・指定管理者制度に関するモニタリングや履行確認等
- ・指定管理者のフォロー

○指定管理者制度導入によるメリット

- 1 行財政改革の推進市職員及び人件費の削減
職員数及び人件費を削減できる。
- 2 適切な管理運営体制の構築
指定管理者職員は、市職員のような異動がなく、経験やノウハウを継続的に蓄積することができ、人間的にも、経験・技術的にも適切かつ効率的な体制の確保が可能となる。
- 3 利用者サービスの向上
技術力、管理運営ノウハウを有する指定管理者が、直接、使用者との調整や交渉に当たることによって、業務の迅速性や正確性が向上し、利用者の満足度向上につながる。